

万葉からの文学史

——桓武・平城期の和歌について——

近 藤 信 義

はじめに

万葉集以降の和歌に触れる機会を持ったのは、平成八年（一九九六）に刊行した古代文学講座『歌謡』（勉強社全十二巻）にある。このために古代和歌史をテーマに研究会を継続的に持つていたが、それをさらに延長する機会となったのは上代文学会研究叢書の企画であった。スタッフを新たに組んで計画的に進行する過程から『万葉への文学史万葉からの文学史』（多田一臣編 平成13年10月 笠間書院）が刊行されていった。本日の論題は、その縁故をもつて、講演の題目にも援用させていただいている次第である。また、この研究会をきっかけにして、『日本後紀』の桓武歌を順次当たって行くことができたわけだが、それら延暦年間の桓武歌は先の論考を含めて拙著『万葉遊宴』

（平成15年2月 若草書房）の第二部に「桓武天皇遊宴歌」として収録しているので、参照していただければ幸いである。

私自身の研究歴としても浅く、未熟な内容だが、これらの注釈的作業を続ける必要があると感じているのは、万葉集から古今集へと和歌史は語られているが、その中間にある数少ない資料が十分に検討されていないと思う故である。あえて言うなら鹿持雅澄『南京遺響』（文政三、四年）以来総合的な注釈がない。注釈的論考としては木本通房『上代歌謡詳解』（武蔵野書院 昭和17）、山口博『王朝歌壇の研究―桓武仁明光孝朝篇―』（桜楓社 昭和57）などがある程度といえようか。

右のような認識をもって一首々々の歌を読み続けているが、その基本的な方法は『万葉集』からの距離を測りなが

ら読む、というところにある。これは『日本後紀』所収の桓武・平城・嵯峨天皇歌が万葉の時代からさほど隔たつていないこと、また、『続日本紀』以降の歌謡・和歌を対象にするとき、それらの同時代的資料が原則的に見あたらないうところにもある。たいし、この方法の大きな矛盾は、六国史は勅撰の記録書であるのに対して万葉集は内容的にばらばらの成立事情を持つ歌集であり、資料的に同レベルに取り扱えるかという点にある。しかしながら、このような矛盾を抱えていることがかえつて双方を対象化する視点をも生み出しているようにも思え、この方法をもつて慎重に歌を読んでゆきたいと考えている。まさに、「万葉への文学史・万葉からの文学史」の往復運動の実践としてである。

言語の環境―天皇とその周辺―

参考資料に掲げた如く桓武天皇歌七首は『日本後紀』逸文中に収載されている。延暦時代は『続日本紀』にその初期の十年がスタートしているにも関わらず、そこには和歌・歌謡はない。こうしたあり方は国史としての編纂姿勢・方針というものの性質を示していると考えられるのだが、たとえばこの和歌の収載の有無に限って言えば天皇を中心とした言語環境の捉え方の差異がこの両書の違いに示

されているといえるだろう。ともかく、七首の天皇歌は、歌がどのようにその場において機能しているか、見事な物語性が見いだされる。天皇の個性的な行動力が求心力となつて天皇歌をシンボリックに位置づけていると見えるのだが、そこには天皇の言動を支える言辞の世界もシンボリックに扱われていると思えるのである。これも一つの視点と考えている。

その一 古歌に和す

① 十四年四月戊申。曲宴。天皇、古歌を誦して曰く。
道の野中いだしへのなかふる道あらためばあらたまらむや野中ふる

② 君こそは忘れたるらめにきたまのたわやめ我はつねの白珠しろたま
尚侍従三位百濟王明信みことのりに勅してこれに和せしむ。
成すことを得ず。天皇、自ら代りて和へて曰く。

群臣ともに万歳を称す。五位以上に衣被を賜ふ。

〔類史・曲宴〕

右の歌は延暦十四年（七九五）四月十一日の曲宴しやくえんという。この年は前年十月に平安京へ遷都が行われ、新京での造営意欲の盛んな状況が考えられる。①歌は古歌であると記されている。ただしこの古歌の出自は確かめることができな

い。すくなくとも桓武が引用する以前に存在していたことの意味が古歌ということであるはずである。出自の詮索からはやや余談にわたるが、当該歌は『古今六帖』の「道」に「かしはばらの天皇」即ち桓武歌として収載されている。ただし『国歌大観』本には「檀原のみかど」とあるが、大久保正氏所蔵の桂宮家本（図書寮叢刊）には「かしははらのみかど」と仮名書きとなっており、桓武（追尊して柏原天皇）を指していることは明瞭である。このように桓武以前の古歌であるはずの歌が、いつの間にか桓武自身の歌として伝承されるという運命を持つ歌となった。

歌の場は記される如く曲宴。「天皇誦古歌曰」とあるのは声を発してこの古歌を誦しているのである。桓武はこの歌を百済王明信を指名して和えさせようとしたという。百済王明信という女性は、右大臣となった藤原繼繩つぐなほの室に迎えられて乙叡たかこの母となった。大同三年六月三日の従三位藤原朝臣乙叡の薨伝には「右大臣従一位豊成之孫、右大臣贈従一位繼繩之子也、母尚侍百済王明信被帝寵渥。」とあって、若き頃の桓武寵愛の女人であったことが記されている。

ところで昨日（五月十三日）、東京中野で葬儀が営まれ、お見送りをした犬養廉先生はこの和歌のいきさつを論じられて、「かつての野中ふる道（葛野）も、かく改修したならば、このように甦ったではないか、そなたとの仲もこの

ように……との意でなくてはなるまい。」と解釈され、当時六十歳に達していたであろう明信に復縁を迫るような暗示をかけたこの歌は、天皇の酔余の座興であるう、と論じられている（『王朝和歌の始発——六歌仙前夜まで——』立正大学大学院紀要7 一九九一）。

曲宴は宮廷で行われる臨時の小宴（橋本不美男『王朝和歌史の研究』笠間書院）と理解するのが適当なようだが、延暦紀初見の特徴的な宴名である。桓武歌が曲宴を契機にしていることも特徴的だが、他に、遊獵という行動力を伴う場を背景とした和歌があり、その数多い獵と宴を想像すればそこに形成される人の絆というものは宮廷という公の場とは異なつた、たとえば狩獵の熟達者達という職能を有する人々との接触も考える必要がある。ここには天皇から発せられる話題によつて、宴が主導されている状況が見いだされ、宮廷における強い主体者（帝王）とその臣下という、いわゆる君臣和楽の構図が形成されている様相と共に、言語的環境が帝王学的な体系とは異なつた周辺、いわば俗語的周辺の広がりを感じさせられる所以でもある。

たとえば、当該の二首は、思いがけず桓武による一人芝居的贈和の關係となつているが、とりわけ和歌が、「不得成焉」とした明信の代弁としての立場に桓武自身が立ち、尚侍という後宮の女官の立場でありつつ、かつて寵愛の女

人の代作を侍臣注視の中で披露しているのである。こうした歌の環境も状況も万葉集を含めかつて見ることができなかった独演的あり方であり、またそれが許されている一人者の世界である。

歌意は、君にかつて従順を誓った女が常に変わらずあることを君はお忘れになったのでしょうか、という従順を内容としているわけで、果たして明信の本心を言い当てているものなのか。ただ、ここには明信への信頼感の篤さというものが群臣をも説得している雰囲気感ぜられる。

この一對の和歌の相互の歌句の関係は、文字言語と云うよりは音声上の転換効果を見せている。ポイント②の三句目「にきたま」である。語意は「和玉（魂）」であつて、「にきたまの」は「たわやめ我は」の修飾語となつてゐる。枕詞的だが枕詞ほど下句との緊密性が保たれてゐるわけではない。このニキタマはどこから発想されているかを求めると、この対となるアラタマであつて、この音の要素は①歌の「あらためばあらたまらむや」（改めば改まらむや）の中に潜んでいる。

あらためばアラタマらむや

この句中に、アラタマの音を発見したことによる「荒魂」への連想が、「和魂Ⅱ（ニキタマ）」の発想へとつながる。ここに音喩の構造を見いだすが、かつて万葉歌の中で

説いたそれは、たとえは、

暇いとまなみ来こざりし君にほととぎす「アレカクコフ」と行きてつげこそ ⑧一四九八

の歌において、ホトトギスの聞きなしが「吾わが此こク恋こフ」であつて、鳴き声が意味化されたとき、それは音が喩として働いた故のものとしてこの現象を音喩と名付けた。アラタマの場合は、①歌にあつて自覚された詞句ではない。①歌に潜んでいた音の抽出は②歌において恣意的ながら意識化されたものだが、この手続きは放出された音声ゆえのものであつて、①歌の持つ意味とは切り離されている。ただし、放出された音声（オーラル）からの意義転換は音喩の構造そのものではある。

こうした言辭への関心は音声言語のもつ多義性に由来し、それゆえに遊戯的であるといえるのだが、その遊戯的のありかたは万葉歌の中には見いだし難い。歌が対話的であるのは万葉歌においては旋頭歌自体の構造の中に、また、問答・贈答歌中にも互いに相手の詞句を引用、繰り返し、鸚鵡返し的手法を用いる場合にしばしば見いだせる。たとえ

いなと言へど強しふる志し斐ひのが強し語かたりこのころ聞かすて

われ恋ひにけり

いなと言へど語かたれ語れとのらせこそ志し斐ひいは奏まをせ強し語かた ③二二六

りといふ

③二三七

初句の鸚鵡返し、「志斐・強語り」の引用と繰り返し、對話的和歌の典型的なあり方をみせる例だが、音喩の要素は孕んでいない。

住吉の 小田を刈らす兒 奴かもなき
奴あれど 妹がみためと 私田刈る

⑦一二七五

右の旋頭歌自体における対話性はこの歌体の特徴をみせるものだが、「奴」の繰り返し、「小田―私田」の関係においても、対の関係は意識的にあつても音喩の要素は見いだせない。

万葉歌全てに渉る論証ではないが、概ねの傾向は右のようである。すると、桓武歌に顕在してきたこの喩法はどのような背景が考えられるか。少なくとも和歌的手法のものとは見なし難く思われるのである。

ここで思い起こされる例としては主として古風土記の地名起源譚にしばしば登場する、神・貴人の言辞を根拠とする方法である。各国風土記によって用例の多寡はあるものの、たとえば次のような例を見てみよう。

a 母理の郷 天の下造りましし大神大穴持の命、越の八口を平け賜ひて、還り坐す時に、長江山に來坐して詔りたまひしく、「我が造り坐して命く国は、皇御孫の命平世と知らせと依せ奉らむ。但、八雲立つ出雲の国

は、我が静まり坐す国と、青垣山廻らし賜ひて、珍玉置き賜ひて守らむ」と詔りたまひき。故れ、文理といふ。(出雲・意字郡)

b 方結の郷 須佐能鳥命の御子、国忍別命、詔りたまひしく、「吾が敷き坐す地は、国形宜し」とのりたまひき。故、方結といふ。(出雲・嶋根郡)

c 山国の郷：布都努志命の国廻りましし時、此処に來まして詔りたまひしく、「是の土は、止まなくに見まく欲し」と詔りたまひき。故、山国といふ。(出雲・意字郡)

d 都麻の里：都麻と号くる所以は、播磨刀売と丹波刀売と、国を堺ひし時、播磨刀売、此の村に至りて、井の水を汲みて、いひくらひて、「此の水有味し」といひき。故、都麻といふ。(播磨・託賀郡)

e 美囊と号くる所以は、昔、大兄の伊射報和氣命、国を堺ひたまひし時、信深の里の許曾の社に到りて、勅りたまひしく、「この土は、水流甚美しきかも」とのりたまひき。故、美囊の郡と号く。(播磨・美囊郡)

f 田餘 郡の東十里に桑原の丘あり。昔、倭武の天皇、丘の上に停留りたまひて、御膳を進奉りし時、水部をして新に清井を堀らしめしに、出泉浄く香しく、飲み喫ふに尤好かりしかば、勅したまひしく、「能く淳

れる水かな」とのりたまひき。是によりて、里の名を、今、田餘と謂ふ。(常陸・茨城郡)

〔風土記〕日本古典文学全集による)

これらに共通している方法は巡行する神・貴人の発した言辭を根拠に地名が導き出されているところにある。そうした方法が行われていることではあっても、導かれた地名の合理性は説明がつきにくい。なぜそのように導かれたかというより、そのように導いた故の結果が地名なのである。単純化してみるとつぎのようになる。

- a 珍玉オキタマヒテモラム→モリ (文理)
- b クニカタエシ→カタエ (方結)
- c ヤマナクニミマクホシ→ヤマクニ (山国) 注大系訓
- d コノミヅウマシ→ツマ (都麻)
- e ミナガレイトウルハシキカモ→ミナギ (美囊)
- f ヨクタマレルミズカナ→タマリ (田餘)

〔○は同音部、△は近似音、■は無化された音〕

当該桓武の誦した古歌を所与の言辭と見なし、風土記の各説話の神言部分を等しく所与の言辭と見なし、これを共通のレベルとして対象化してみる。すると風土記の場合も神言部分内部に潜んでいる音を抽出して地名化していることがわかる。地名が神言によって根拠づけられるあり方をみせる起源譚の他例は数多くあるが、その論理はここに取り

上げた六例のものと変わらない。

問題は、神言に潜む音を自在に、ある意味では恣意的に抽出してくる手法が、説話的な領域の文体に由縁していることである。桓武歌の手法を追って行くと九世紀はじめの言語感覚が和歌の手法の中に、説話内で鍛えられているところのオーラルな要素を見いだすことができる。云うことである。ここに桓武の周辺に顕現している言語の環境があるようである。

その二 鹿鳴

十七年八月庚寅(十三日)。北野に遊獵す。便ち伊豫親王の山莊に御す。飲酒高會。時に日暮る。

天皇歌曰。

⑤ けさの朝明け鳴くちふ鹿のその声を聞かずはいか

じ夜は更けぬとも

登時に鹿鳴く。上欣然たり。群臣に和せしめて、夜を冒して乃ち歸る。

〔類史・天皇遊宴〕「紀略」)

延暦十七年(七九八)八月十三日は現在歴では九月二十八日。この遊獵の宴会の話題となっている鹿鳴の季節としては微妙な時期といえよう。鹿は秋の終わりから初冬が交

尾期で、このころよく鳴く。

桓武天皇の行動力は目を見張るところでもあるが、とりわけ十六年十七年頃はたくましい。当該歌の猟もまずは北野に出かけ、そして伊豫親王の山荘へと足を延ばしていることになる。遊獵地北野は平安京の北から西に隣接した場所、したがってごく近い場所であるが、伊豫親王の山荘は正確なところはわからない。ただし、伊豫親王はしばしば父桓武の狩猟の折りに別荘を提供しており、あるいは桓武の狩猟に合わせて別業を用意していたのか、ともかくたびたびの臨幸が行われている。当該場合も北野のごく近辺に別荘があったのかも知れないが、記録には見えない。

伊豫親王の別荘は他に、愛宕の庄（延暦二十二年八月十九日）、大井の庄（同八月二十七日）の記事が見え、これらから勘案すると大井の庄の可能性がある。ここは現在の嵐山付近となり、秦氏が葛野川に堰（ゑ）を築いたことになんて大井と呼んでいる。ことすると、北野からほぼ西に六キロの地となり、狩猟の途次立ち寄れない距離ではない。しかもこの地は葛野川（現桂川）上方に小倉山があり、万葉歌の鹿鳴の故事にちなむ地名としての縁はある。

伊豫親王は、桓武在位中には寵愛されていた様子が知られるが、桓武崩御するや大同二年（八〇七）十月に謀反の容疑を被せられ、その母吉子とともに河原寺に幽閉され、

食を断られたという。しかし、嵯峨天皇の弘仁十年（八一九）には復権が図られることとなった。ともかく、悲劇的な生涯を母子ともども持ったことになる。

当該和歌を付度するに、桓武行幸を待ち受けていた親王は、到着早々に父帝に「けさの朝明に珍しくも鹿が鳴いていました」と告げたようである。「けさのあさけなくちふ鹿」の上二句の伝聞表現の内実はきわめて会話的である。この宵の宴会の話題はこの点にも存していたに違いない。群臣、伴人との交歓の話題を容易に想像できるところである。

鹿鳴にはいろいろの意味合いが含まれていよう。「呦呦鹿鳴 食野之苹 我有嘉賓 鼓琴吹笙：」（『詩経』小雅）は既によく知られた詩篇であり、文人・貴人の共有した知識であったろう。親王は鹿鳴を話題とすることによって賓客を招いたことの喜びを表し伝えたことになる。加えて狩猟好きの天皇にとつては鹿の話題は時宜に適うに違いないかっと思われる。また、万葉の古歌に思いを致せば、所こそ違え「小倉」は、天子の鹿鳴を聞くべき縁を持つものであり、趣向を加えることにもなつたと思われる。

夕されば小倉の山に鳴く鹿は今宵は鳴かずに寝にけらしも

右の万葉歌の「小倉」は現桜井地方にあると言われ、また、

作者は雄略天皇とも斉明天皇ともいわれるが、既に伝承的であつたと思われる。重要なモチーフは王者が鹿鳴を聞くことにある。これは、記紀風土記等の説話からも検証されるところでもあるが、こうした王者と鹿鳴が深くかかわる伝承面から見ても、桓武の当該歌は万葉歌と響きあう要素があるように思える。

このような親王のもてなしの趣向は桓武も十分に察知したであろう、それ故に、「その声を聞かずは行かじ夜は更けぬとも」の下の句で応じた。とりわけ「夜は更けぬとも」には今宵の心を尽くした宴席への謝意が込められている。歌に続けてこの日の記事は「登時鹿鳴、上欣然」とある。つまり、桓武の歌に応じるかのように鹿が鳴き、天皇が欣びに満たされたことを伝えている。ここは鹿ですら天皇の歌に感応するという、天子のカリスマ性を強調するかのような文脈でもある。あるいはこの鹿鳴こそ伊豫親王のこの夜のもてなしの最大の趣向であつたかもしれない。

ともかく、しかるべく威力を発揮した歌を群臣に和せしめて、今宵の宴の目的を果たした天皇は即座に夜を冒して宮城に帰った。この一連の記事から、天子によせる信頼感、つまり君唱臣和の理想の一体感を描き出していると思われることができる。

桓武歌からは二例ほどを提出したが、ここには会話的な

和歌構成を指摘できるとともに、こうした特徴は対人間を支える桓武の周辺の間人間関係、単に宮廷人のみではなく身分を越えた職能の人々との関係も考えられ、行動力のたくましさと共に、多様な人々との接触が彼の言語環境として存していたのではないかと思えるのである。

その三 頌歌と和歌

(大同) 二年九月乙巳。神泉苑に幸す。琴歌間奏。四位已上、共に菊花を挿す。時に皇太弟の頌歌に云く。

(イ) みや(みな) 人のその香に愛づる藤袴君のおほもの
手折りたる今日

上、和へて曰く。

(ロ) をり(みな) 人の心のまにま藤袴うべ色深く匂ひた
りけり

〔類史・行幸〕・『紀略』句に異伝が見られるがここでは触れないこととする。

桓武天皇は延暦二十五年(八〇六)三月に崩御、平城天皇(三三歳)が即位、大同と改元した。しかし、病弱な体質ゆえに大同四年(六〇九)四月皇太弟(賀美能親王、即位して嵯峨天皇)に禅位する。四年の在位期間だったが讓位後健康が回復し、政治向きへの意欲が高まり旧都平城に戻って政務をおこなった。弟嵯峨をして「二所朝廷」と言

わしめるほどの権力を發揮し、嵯峨天皇を悩ませる存在となった。

当該歌は即位の翌年九月二十一日神泉苑における菊花の宴ともいえる遊宴においての皇太弟賀美能と平城との一對の唱和歌である。神泉苑は延暦十九年頃には完成していたらしく、以降たびたびの遊宴が行われている。現在の神泉苑はその名残りだが初期の構想は遙かに広大であり、正殿に左右の閣を配し華麗な装いであったようである。この遺跡に関しては西田直二郎『京都史蹟の研究』（昭和三六）、角田文衛総監修『平安京提要』（平成六）に詳しい調査報告がある。

琴歌間奏は琴を弾じ、詩を歌うこと。既に懐風藻の宴席にも見られる趣向であるが、詩の隆盛と共に盛んになった風である。四位以上の殿上人は菊花をかざし、その日の宴の意義が表されていることになる。「皇太弟頌歌」は史書にめづらしい用語例、とりわけ「頌歌」は詩の六義「風・賦・比・興・雅・頌」の一つとしての「頌」、すなわちほめ歌（古今集仮名序の「いはひうた」と見てよいであろうが、そうした事例自体が希少ともいえよう。したがってここでは皇太弟による天皇の徳を褒め称えた歌の意となろう。

宴の主題は「菊花」、歌はその「香り」に話題を集中さ

せているところをみると、残菊の宴なのであろうか。ただし、歌には「藤袴」とあって現在見分けている草花としての菊と藤袴との違いからおおまかな表現のように見えるが、王朝和歌においては同一物の異称と見ておいてよいと思われる。また「蘭」にもフヂバカマの訓みがある。「君のおほもの」は、本文「岐美能於保母能」を平仮名に直したもので、意義は「君の御物」であって、音声上はキミノオホンモノであったであろう。つまり、神泉苑の草木ことごとく天子の御物、の觀念が示されている。

（イ）の歌意は、むしろその讚美意識が歌の持ち味というべきであり、神泉苑に参集した宮人達が、御苑の藤袴を気ままに折りとりながらその香りを心ゆくまで愛づることのできる一日の幸福感を表出しているのである。ここにはすぐれた天子とともにあることの讚美であり、とりもなおさず御代讚めを完成させた奉上歌である。この讚め歌の精神は万葉集にも数多く見られるわけだが、この場合は皇太弟が臣下の総意を奏上した形態となっており、君臣相和す理想世界の現出が天子の徳によってもたらされていることを表出することによって主たるテーマを完成させているといえる。

（ロ）は臣下の讚意を汲み上げた天子の満足感が表出されている。菊歌の色深い香りに改めて気付いて見せる表現

は、それが天与のものであらうにと思ふ天子の謙讓の心の表出である。

この一對の和歌の目的は右のように果たされているといえるが、ここで問題としておきたいことは、皇太弟の和歌の発想法である。この和歌は、上三句と下二句の構成となつており、それぞれを詩句化してみると七言二連の詩句となる。恣意的であるかとも思われるが試みに提示してみると次のようになるのではないか。即ち、

「宮人其愛_ニ藤袴_、香_ヲ 今日手折_ル君_、御物_」

このことは皇太弟の詩歌の発想法が漢詩句を先行させて和化する直訳的な和語という方法が示されているのか、あるいは和語が自然詩句化するという親王の身についた文体が示されているのかという問題である。この一首の和歌だけでこの問題を判断してしまうことは躊躇するが、すくなくとも当該の一對、とりわけ（口）と比較してみると、自然このような問題が浮上してくるようである。

平城天皇と皇太弟（後の嵯峨天皇）の頌歌と和歌は、神泉苑というきわめて宮廷色の強い宴席における、至上の君臣和楽の世界を現出した雰囲気の中の唱和である。居並ぶ侍臣達を知的にも満たさねばならない状況も考えねばならない事柄であらう。

おわりに

言語の環境をみるという視点で、延暦期桓武歌（その一、二）、大同期平城・皇太弟歌（その三）を眺めてきたわけだが、当初予測的に述べた、万葉集時代との隔たりが実年代的に少ない故に歌の内実にもさほど大きな差異を持たなかったのではないか、という想定が、実は誤っているように思える。つまり、時代は京城の移転という一大変革によって、従来とは異なつた君臣関係が現出し、したがつてまた、一人者をとりにまく言語状況も大きな変化を見せているようである。延暦期は桓武天皇という個性による主導的変革が、言語状況にも端的に反映し、天皇の言辞の周辺にあるところの多様な会話性が和歌にも反映しているように思える。

対して、大同期は桓武に比してその行動力・牽引力の個性は感じられないものの、言辞の発想の基盤が、万葉的なものとも、桓武的なものとも異なつてきていることを感ぜずにはいられない。時代は万葉的なものから急速に離れていつているようである。